

「芳賀・宇都宮東部地域公共交通活性化協議会」及び  
「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」について

1 「芳賀・宇都宮東部地域公共交通活性化協議会」について

(1) 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び実施に関する協議を行うことを目的とする。

(2) 事業

- ・ 網形成計画の策定及び変更に関する協議
- ・ 網形成計画の実施に関する協議
- ・ 網形成計画に位置付けられた事業の実施
- ・ 上記以外の、当協議会の目的を達成するために必要な事業の実施

(3) 組織

- ・ 委員は法第6条第2項各号に基づき、地方公共団体、公共交通事業者、道路管理者、学識経験者などで構成（別紙参照）
- ・ 委員の任期は、委員に就任した翌年度末まで

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（協議会）

第六条

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

(4) 事務局

- ・ 宇都宮市総合政策部交通政策課
- ・ 芳賀町建設産業部都市計画課

## 2 「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」について

### (1) 概要

- ・ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」として、宇都宮市と芳賀町が共同で策定
- ・ 本計画に基づき、地域公共交通の活性化・再生を進め、公共交通空白・不便地域の解消や産業拠点の維持・向上などを図るもの

### (2) 基本方針

方針1：東西基幹公共交通としてのLRTの導入

方針2：LRT整備と関連する交通施策の推進による公共交通ネットワークの形成

### (3) 計画の区域

JR宇都宮駅東側から芳賀町にかけての区域

### (4) 計画期間

平成27年度～令和6年度（2015年度～2024年度）までの10年間

### (5) 計画の目標

・公共交通利用者数	《目標値》 2,037万人／年
・公共交通カバー率	《目標値》 97.4%
・公共交通に対する満足度	《目標値》 宇都宮市 49.4% 芳賀町 62.5%
・計画区域の従業人口	《目標値》 10万3千人

### (6) 目標を達成するために行う事業

- ① LRT（東西基幹公共交通）の導入（軌道運送高度化事業）
- ② 交通結節機能の強化（トランジットセンターの整備等）
- ③ 芳賀・宇都宮東部地域におけるバスネットワーク再編（利便増進事業）
- ④ 地域内交通の導入
- ⑤ ICカードの導入
- ⑥ モビリティ・マネジメントの実施